

令和4年度海外事務所研修報告書

地方自治体のコミュニティサービス（英語を母国語としない
住民に対するサポート）と国際交流

一般財団法人 自治体国際化協会 交流支援部交流親善課

大石 沙織

令和5年1月

はじめに

派遣元の藤枝市は1984年にオーストラリア ニューサウスウェルズ州(NSW州)ペンリス市と姉妹都市提携し、長い間学生交流を中心に交流を継続しており、現在更なる交流の発展を模索している。私にとっても、今回の2年間の当協会への勤務において考え続けているテーマである。

オーストラリアは人口の約3割が国外で生まれ、様々な文化背景を持つ人が暮らす多民族国家である一方、日本は人口の大半が日本人で、日本国内で聞こえてくる言語もほとんどが日本語である。

人口構成に大きな違いがある中、日本では1,766ある自治体（都道府県含む）のうち893の自治体¹が、またオーストラリアでは548ある地方自治体のうち225もの地方自治体²が海外の都市と姉妹友好都市を提携して国際交流を行っている。

ペンリス市との交流を考える中で、国内においても国際交流と言えるほどの人口形成の多様性があるにも関わらず、さらに海外の自治体と国際交流を積極的に行っているオーストラリアには、日本とは異なる目的や交流事業の内容の違いがあるのではないかと考え、ペンリス市に訪問して国際交流事業について伺った。

また、海外との国際交流だけでなく、国内の国際化を推進する「多文化共生」分野について調査し、国際施策を全体的に俯瞰することで、今後の交流へのヒントが得られるのではないかと考え、英語を母国語としない人へのサポートについてペンリス市のコミュニティ政策を中心に調査を行った。

¹ 2022年11月1日現在。（一財）自治体国際化協会「全国の姉妹都市提携数」<<https://www.clair.or.jp/j/exchange/shimai/>>（2023年1月30日閲覧）参照。

² Sister City Australia, 2021 DIRECTORY OF AUSTRALIAN SISTER CITY AND FRIENDSHIP CITY AFFILIATIONS<https://www.sistercitiesaustralia.org.au/wp-content/uploads/2021/11/Aust_SCA_Affiliations.pdf> 9頁（2023年1月30日閲覧）

目次

はじめに.....	2
第1章 オーストラリアと NSW 州の概要.....	4
第1節 基本情報.....	4
第2節 オーストラリアの移民政策.....	5
第3節 NSW 州の多様性.....	5
第4節 地方政府の役割（連邦政府・州政府・地方政府の権限）.....	8
第5節 英語以外を母国語とする生徒への英語教育.....	10
第2章 多文化共生.....	12
第1節 多文化共生施策（MULTICULTURAL NSW 訪問）.....	12
第2節 ペンリス市のコミュニティ政策（NSW 州ペンリス市訪問）.....	14
第3節 民間機関の活動（STARTTS、 YOUTH ACTION 訪問）.....	19
第4節 第2言語としての英語教育.....	24
第3章 国際交流.....	28
第1節 ペンリス市の国際交流.....	28
おわりに.....	31

第1章 オーストラリアと NSW 州の概要

第1節 基本情報³

1 オーストラリア

オーストラリア連邦は、南半球に位置し、国土面積は 768 万 8,287 平方キロメートルと日本の 20 倍に相当する広大な国土を有する。総人口は 25,422,788 人で、日本の約 5 分の 1 と人口密度が低いことも特徴の一つである。西部地域と中央低地の部分は乾燥地帯であるため人口は沿岸部、特に南東部に集中している。

2 NSW 州

NSW 州は、オーストラリア連邦南東部に位置し、面積は 80 万 1,150 平方キロメートルで日本の約 2 倍に相当する。総人口は 8,072,163 人で、オーストラリア全体の 31.8% を占めている。

図 1 オーストラリア連邦⁴



³ 本節は下記を参照した。

”Area of Australia - States and Territories”, Geoscience Australia

< [https://www.ga.gov.au/scientific-topics/national-location-](https://www.ga.gov.au/scientific-topics/national-location-information/dimensions/area-of-australia-states-and-territories)

[information/dimensions/area-of-australia-states-and-territories](https://www.ga.gov.au/scientific-topics/national-location-information/dimensions/area-of-australia-states-and-territories) > (閲覧日:2023 年 1 月 30 日)

2021 年国勢調査 ABS (Australian Bureau of Statistics), “Census of Population and Housing: Population data summary, 2021”, ”TABLE 1. POPULATION BY SEX BY STATE AND TERRITORY” <

<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/population-census/latest-release> >

(閲覧日:2023 年 1 月 30 日)

日本人口 125,082,248 人 (2022.8.1 確定値)

令和 5 年 1 月 20 日 総務省統計局 「人口推計-2023 年(令和 5 年) 1 月報-」

< <https://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/202301.pdf> > (閲覧日:2023 年 1 月 30 日)

⁴白地図専門店<<https://www.freemap.jp/>> (閲覧日:2023 年 1 月 30 日)

第2節 オーストラリアの移民政策⁵

オーストラリアでは約6万年前からアボリジニなどの先住民が暮らしていたが、1770年にイギリスのジェームス・クック海軍大尉が上陸し、オーストラリア東海岸一帯をニューサウスウェールズと命名して領有を宣言した。その後、植民地を全土に拡大し、1829年全土の領有が宣言され、イギリス領となった。

1851年にバサーストやビクトリアのバララットで金鉱が発見されたのをきっかけに、世界中から人々がオーストラリアに殺到しゴールドラッシュが発生した。この時移住した中国人は約3万人と言われており、その後の経済不況も重なり、各地の植民地で有色人種の排斥運動が起こり白豪主義に傾倒していった。1901年にオーストラリア連邦が成立すると、初の移民法である移民制限法（Immigration Restriction Act 1901）が制定された。移民制限法に明文化されていないものの、政府の強い裁量に基づく英語や欧州の言語による「書き取りテスト」の運用により、非白人種の移住が制限された。「書き取りテスト」は1985年改正で撤廃されたが、その後も移民の受け入れは政府の強い裁量に委ねられ、英国系移民が優遇される状況が長く続いた。また、第2次世界大戦後には、労働力の確保と戦後人道上的理由から、ヨーロッパ難民を年間15万人受け入れ、その過半数以上は非英国系移民であった。

1972年に成立した労働党政権が白豪主義撤廃を宣言し、非白人種の移民の受け入れを進め、「多文化共生主義」を導入したものの、実際の市民生活やビジネス、教育の現場はオーストラリアの法律や英語の使用を半ば強制するものであったため、1970年代後半には批判が相次ぎ、1980年代前半には移民や難民に対する政府による多文化共生サービスの提供が進められた。

第3節 NSW州の多様性

オーストラリアは国外出生者が約3割を占めており、一番多い出生国はイングランドで、次いでニュージーランド、中国、インド、フィリピンの順に多い。NSW州も同様の5か国が上位を占めているが、中国で出生した者が多い。

公用語は英語だが、約3割（オーストラリア全土では人口の約28%、NSW州は約32%）⁶が家庭で英語以外の言語を使用している。使用言語は、北京語が一番多く、次いでアラビア語、3番目に多い言語は、オーストラリア全土ではベトナム語、NSW州では広東語が多い。また、2016年と比較すると、オーストラリア全土、NSW州ともにモンゴル語の増加が特徴的である。（表1）

⁵ 本節の執筆にあたっては、以下の文献を参考にした。

浅川晃弘著「オーストラリアの移民法概説」日本評論社（2016年）

久村研著「オーストラリアとニュージーランド 多文化国家の素顔とその背景」三修社（2001年）

⁶ 2021年国勢調査 ABS, Census of Population and Housing: Cultural diversity data summary, 2021, "TABLE 5. LANGUAGE USED AT HOME BY STATE AND TERRITORY" <<https://www.abs.gov.au/statistics/people/people-and-communities/cultural-diversity-census/latest-release>>

（閲覧日:2023年1月30日）

表 1 オーストラリア国外出生国別人口及び構成比⁷

NSW州				オーストラリア			
順位	出生国	人口（人）	構成比（%）	順位	出生国	人口（人）	構成比（%）
1	中国	256,050	3.3	1	イングランド	1,002,060	4.1
2	イングランド	250,660	3.2	2	ニュージーランド	568,170	2.3
3	インド	153,800	2.0	3	中国	557,690	2.3
4	ニュージーランド	127,910	1.7	4	インド	489,410	2.0
5	フィリピン	94,110	1.2	5	フィリピン	252,690	1.0
6	ベトナム	92,890	1.2	6	ベトナム	243,220	1.0
7	レバノン	68,360	0.9	7	イタリア	195,760	0.8
8	韓国	58,030	0.8	8	南アフリカ	180,480	0.7
9	イタリア	55,980	0.7	9	マレーシア	152,900	0.6
10	南アフリカ	47,740	0.6	10	スコットランド	137,760	0.6
11	香港	47,290	0.6	11	スリランカ	124,500	0.5
12	イラク	44,540	0.6	12	ドイツ	116,700	0.5
13	フィジー	40,570	0.5	13	ギリシャ	113,420	0.5
14	アメリカ	36,930	0.5	14	韓国	111,570	0.5
15	ギリシャ	35,970	0.5	15	アメリカ	105,750	0.4
33	日本	16,170	0.2	34	日本	49,040	0.2

出生地	人口	構成比（%）	出生地	人口	構成比（%）
国内で出生した者	5,406,540	69.9	国内で出生した者	17,279,570	71.4
国外で出生した者	2,326,320	30.1	国外で出生した者	6,911,340	28.6
合計	7,732,860	100.0	合計	24,190,910	100.0

2016年6月末時点

⁷ 本表は下記を参考に作成。

2021年国勢調査 ABS, Australia's Population by Country of Birth, 34090DO001_202021 Australia's Population by Country of Birth 2020-21, "Table 1.1 Estimated resident population, by country of birth, Australia, as at 30 June, 1996 to 2021(a)(b)" <

<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/australias-population-country-birth/latest-release> > 2022年6月末時点（閲覧日:2023年1月30日）

表 2 家庭で使用される言語⁸

言語	ペンリス市			NSW州			オーストラリア		
	2021年(千人)	2016年(千人)	2016年比	2021年(千人)	2016年(千人)	2016年比	2021年(千人)	2016年(千人)	2016年比
英語	161.4	151.3	107%	5,458.0	5,126.6	106%	18,303.7	17,020.4	108%
タガログ語	4.1	3.2	130%	51.6	45.1	114%	131.2	111.3	118%
アラビア語	3.9	3.1	125%	227.2	200.8	113%	367.2	321.7	114%
パンジャブ語	3.1	1.7	186%	53.5	33.4	160%	239.0	132.5	180%
ヒンディー語	2.4	1.7	135%	80.1	67.0	119%	197.1	159.7	123%
北京語	1.7	1.4	129%	270.7	239.9	113%	685.3	596.7	115%
スペイン語	1.3	1.3	99%	71.9	63.5	113%	171.4	140.8	122%
ギリシャ語	1.2	1.2	102%	78.7	81.7	96%	229.6	237.6	97%
イタリア語	1.1	1.3	85%	64.0	75.7	85%	228.0	271.6	84%
広東語	0.7	0.6	113%	148.9	143.3	104%	295.3	280.9	105%
韓国語	0.6	0.4	169%	62.3	59.9	104%	115.5	109.0	106%
ペルシャ語	0.5	0.4	146%	26.8	22.0	122%	72.5	58.3	124%
ベトナム語	0.5	0.5	116%	117.9	102.9	115%	320.8	277.4	116%
日本語	0.2	0.1	164%	18.0	17.3	104%	58.8	56.0	105%
ウクライナ語	0.1	0.1	72%	1.9	2.2	88%	6.6	7.7	87%
モンゴル語	数値なし	数値なし	-	3.9	1.5	257%	5.2	2.144	244%

⁸ 本表は下記を参考に作成。

2021年国勢調査 ABS (Australian Bureau of Statistics)

“Census of Population and Housing: Cultural diversity data summary, 2021”, “TABLE 5. LANGUAGE USED AT HOME BY STATE AND TERRITORY” <

<https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/national-state-and-territory-population/latest-release> >

“2016 Census of Population and Housing: Reflecting Australia - Stories from the Census, 2016 - Cultural Diversity”, “Table 12. Language Spoken at Home by State and Territory of Usual Residence, Count of persons - 2016(a)”

id (informed decisions), Penrith City, “Language spoken at home – Summary” <

<https://profile.id.com.au/penrith/language> > (閲覧日:2023年1月30日)

宗教は、キリスト教以外に仏教、イスラム教、ヒンドゥー教が多い。また、NSW州はキリスト教が全宗派の約4割を占めており、中でもカトリックと英国教会が2大宗教派となっている。しかし、2006年と比較すると移民の増加に伴い、イスラム教、ヒンドゥー教を中心に他宗教が増加し、キリスト教の割合が減少している。

表 3 オーストラリアと NSW 州の宗教⁹

宗教 (キリスト教)	NSW州		オーストラリア		対2016年 比(%)
	2021		2021		
	宗徒数	構成比	宗徒数	構成比	
	(万人)	(%)	(万人)	(%)	
カトリック	180.8	22.4	507.6	20.0	95.9
英国教会	96.0	11.9	249.6	9.8	80.5
豪州連合教	17.2	2.1	67.3	2.6	77.4
東方正教	20.2	2.5	53.5	2.1	106
長老派	15.3	1.9	41.5	1.6	72.1
バプテリスト派	9.4	1.2	34.7	1.4	100.6
ペンテコスタル派	7.2	0.9	25.6	1.0	98.2
ルター派	1.7	0.2	14.6	0.6	83.8
エホバ派	2.3	0.3	8.4	0.3	102.3
セブンスデー・アド ベントリスト派	2.3	0.3	6.4	0.3	101.1
キリスト教そ の他	0.6	0.1	105.6	4.2	113.0
キリスト教合計	384.4	47.6	1114.9	43.9	91.4

宗教 (キリスト教 以外)	NSW州		オーストラリア		対2016年 比(%)
	2021		2021		
	宗徒数	構成比	宗徒数	構成比	
	(万人)	(%)	(万人)	(%)	
仏教	22.3	2.8	61.6	2.4	109.3
イスラム教	34.9	4.3	68.4	2.7	155.3
ヒンドゥー教	27.4	3.4	81.3	3.2	134.6
ユダヤ教	4.0	0.5	10.0	0.4	109.8
その他	8.7	1.1	32.5	1.3	146.9
合計	97.3	100.0	253.9	10.0	132.2

無宗教	268.0	33.2	988.7	38.9	140.4
不明	57.5	7.1	184.8	7.3	82.6
合計	807.2	100.0	2542.3	100.0	108.6

第4節 連邦政府・州政府・地方自治体の権限¹⁰

オーストラリアは、州政府の権限が強い連邦制を採用している。そのため、連邦政府の専属的権限として連邦憲法で規定される権限は、関税、消費税の課税、硬貨製造等のみで、それ以外は州政府との共管権限となっている。共管権限としては関税・消費税以外の課税、防衛、外交、福祉、年金、郵便、銀行、保険、著作権等があげられる。また、州政府の具体的な権限としては、警察、学校教育、病院、土地利用、地域開発、公共住宅建設、州内商業活動の規制、農業、鉱業、鉄道、道路、上下水道、ガス、電気、地方行政

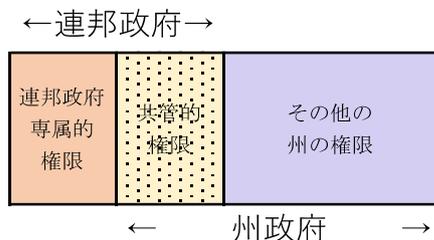
⁹ 本表は下記を参考に作成。

2021年国勢調査 ABS (Australian Bureau of Statistics), “Census of Population and Housing: Cultural diversity data summary, 2021”, “TABLE 8. RELIGIOUS AFFILIATION BY STATE AND TERRITORY” <<https://www.abs.gov.au/statistics/people/people-and-communities/cultural-diversity-census/latest-release>> 及び”Census of Population and Housing: Census article - Religious affiliation in Australia, 2021”, “TABLE 4. RELIGIOUS AFFILIATION (RELIGIOUS GROUPS) - 2016 AND 2021” <<https://www.abs.gov.au/articles/religious-affiliation-australia>> (閲覧日:2023年1月30日)

¹⁰ 久保田治郎著「オーストラリア地方自治体論」(1998) 6、7頁及び図2-4を参考に執筆した。

等がある。地方自治体の権限は、各州の地方自治法に定められるところによるため、州によって差異があるものの、サービス行政について包括的な権限を与えられている傾向にある。

図 2 連邦政府と州政府の権限配分の概念図¹¹



NSW 州の地方政府の事務は下記のとおりである。

表 4 NSW 州の地方政府の事務¹²

NSW州 地方自治法 (Local Government Act 1993 No 30 [NSW])						その他の州法
サービス機能	規制的機能	補助的機能	歳入機能	管理機能	強制的機能	その他の機能
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆衛生、娯楽施設、教育・情報の提供等 ・ 環境保護 ・ ゴミ処理 ・ 土地・不動産、産業 ・ 観光の振興等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可 ・ 命令 ・ 建築許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地回収 ・ 立入検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税 ・ 料金 ・ 手数料 ・ 借入金 ・ 投資 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員雇用 ・ 運用計画 ・ 会計報告 ・ 年次報告書 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律違反への処分 ・ 犯罪の起訴 ・ 料金の徴収 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベットの登録 ・ 水道のフッ素添加 ・ 環境計画 ・ 消防団への謝礼 ・ 食品、食品施設の検査 ・ 図書館サービス ・ 公害防止 ・ 微生物制御のための検査 ・ レクリエーション車両の使用制限 ・ 道路 ・ 火入れ許可証の発行 ・ スイミングプールへのアクセス制限等

¹¹ 本図は下記を参考に作成。

久保田治郎著「オーストラリア地方自治体論」(1998) 6、7頁及び7頁図2-4

¹² 本表は下記を参考に作成。

久保田治郎著「オーストラリア地方自治体論」(1998) 37頁表2-4

Local Government Act 1993 No 30 [NSW], “22 Other functions 及び「23A Departmental Chief Executives guidelines”, “WHAT ARE A COUNCIL’S FONCTIONS?” <<https://legislation.nsw.gov.au/view/whole/html/inforce/2023-01-13/act-1993-030>> 2021年1月13日時点 (閲覧日:2023年1月30日)

第5節 英語以外を母国語とする生徒への英語教育

1 NSW 州の学校教育¹³

オーストラリアの学校教育は、13年間（就学準備課程を含む）で、6歳から16歳までが義務教育となっており、州・準州政府が学校教育の管理・運営を行っている。そのため州や準州によって多少の違いはあるものの、オーストラリア全土で同様の仕組みになっている。NSW 州の義務教育は、下記の通りである。

表 5 NSW 州の義務教育¹⁴

就学準備課程		Foundation Year（5歳）
義務教育	初等教育	
	primary school	Year 1 からYear 6 までの6年間 （6歳から11歳） 日本の小学校に相当。
	中等教育	
	secondary school	Year 7 からYear 10 までの4年間 （12歳から15歳） 日本の中学校に相当
	senior secondary school	Year 11 からYear 12 までの2年間 （16歳から17歳） 日本の高等学校に相当

¹³ 下記を参考にした。

Australian Government Department of. Department Education, “Country Education Profiles Australia” < https://internationaleducation.gov.au/Documents/ED15-0091_INT_Australia_Country_Education_Profile_2015_ACC.pdf > 2 頁、33～40 頁
（閲覧日:2023 年 1 月 30 日）

Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade, “THE AUSTRALIAN EDUCATION SYSTEM” < <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/australian-education-system-foundation.pdf> > 7 頁（閲覧日:2023 年 1 月 30 日）

¹⁴ 脚注 15 を参考に作成した。

2 第2言語としての英語教育

NSW州教育省では、移住したばかりの、英語力の初期段階にある英語を母国語としない児童生徒が、学校で学び社会への積極的な参加ができるようにするため、集中英語プログラムを通じて第2言語としての英語の習得の支援を行っている。このプログラムは主に、集中英語クラス、集中英語強化施設（IEC）と集中英語高等学校（IEHS）において提供される。

Year 1 から Year 5 の場合は、学校で集中英語クラスを受講する。Year 6 から Year 10 に相当する年齢の生徒の場合は、IEC または IEHS に入学して英語を集中的に学習し、通常のハイスクール（secondary school・senior secondary school）へ入学するための準備をする。IEC がない地域や地方の場合は、ハイスクールで集中英語クラスを受講することとなる。¹⁵

成人の場合は、連邦政府が提供する Adult Migrant English Program (AMEP) があり、英語で仕事をする事ができるレベルに達するまで、時間無制限で利用することが可能である。¹⁶

3 IEC と IEHS¹⁷

IEC と IEHS は、海外から移住したばかりの、英語を母国語としない、中等教育課程相当の年齢の児童生徒を対象とした、主に英語力の強化を目的とした州政府の教育機関で、ハイスクール入学前に、中等課程を修了するために必要な英語力と教科の知識を身につけ、新しい環境に適応するためにオーストラリア社会や地域社会への理解を深める。

IEHS は独立した学校であるのに対し、IEC はハイスクールの付属機関として設置されている。NSW 州には、現在 15 の IEC と 1 つの IEHS がある。

¹⁵ A NSW Government website – Education, “Intensive English Centres”, “Intensive English Centre (IEC) guide” <<https://education.nsw.gov.au/teaching-and-learning/curriculum/multicultural-education/english-as-an-additional-language-or-dialect/new-arrivals-program/intensive-english-centres>>（閲覧日:2023 年 1 月 30 日）

¹⁶ Australian Government, Department of Home Affairs, “Adult Migrant English Program (AMEP)” <<https://immi.homeaffairs.gov.au/settling-in-australia/amep/overview>>（閲覧日:2023 年 1 月 30 日）

¹⁷ A NSW Government website – Education, “Intensive English Centres”, “Intensive English Centre (IEC) guide” <<https://education.nsw.gov.au/teaching-and-learning/curriculum/multicultural-education/english-as-an-additional-language-or-dialect/new-arrivals-program/intensive-english-centres>>（閲覧日:2023 年 1 月 30 日）

第2章 多文化共生

第1節 多文化共生施策（Multicultural NSW 訪問）

1 Multicultural NSW の概要

1970年代後半白豪主義終了後発生した女性の権利やアボリジニの権利、エスニックコミュニティなどにおける公民権運動に対応するため、1980年代後半にNSW州議会が民族問題や民族の権利に関する公聴会¹⁸を開いた。この公聴会が現在のMulticultural NSWである。また、NSW州法には「多文化共生の原則」とMulticultural NSWの設立について規定されている。¹⁹

2 Multicultural NSW の主な役割

Multicultural NSWは州法に規定された州政府機関であり、法律に基づき業務を行っている。主な業務は下記の通りである。

（1）多文化共生の原則の評価

州政府機関が多文化共生の原則に対しどのように機能をしているか評価するとともに、より良い成果をあげ、良いプログラムやサービスを提供するための支援や、多文化社会における効果的なコミュニティの参画についてのアドバイスを行っている。

（2）通訳翻訳サービスの提供

通訳翻訳サービスは、連邦政府の公的資金により裁判所へサービスを提供するほか、21の民間企業と連携して、有料サービスとして提供している。また、通訳翻訳の職業水準の向上のため、通訳翻訳のトレーニングプログラムを実施し、翻訳書類の作成方法、異文化コミュニケーション、文化的コンピテンシー、多文化共生等に関する専門知識などを提供している。

¹⁸ Ethnic Affairs Commission

ETHNIC AFFAIRS COMMISSION ACT, 1979, No. 23 に規定。<

<https://legislation.nsw.gov.au/view/pdf/asmade/act-1979-23>>（閲覧日:2023年1月30日）同法は2000年に制定されたMulticultural NSW Act 2000 No 77にて廃止され、名称が「Community Relations Commission For a multicultural NSW」に変更された。その後、2014年の法改正で現在の「Multicultural NSW」と名称が変更になっている。

¹⁹ Multicultural NSW Act 2000 No 77 「Part1 Preliminary」 「3 Multicultural principles」

<<https://legacy.legislation.nsw.gov.au/~pdf/view/act/2000/77/effective2021-07-01/whole>>（閲覧日:2023年1月30日）

(3) 他機関への多文化共生における支援や多文化共生の推進

多文化共生を推進する非営利団体と戦略的パートナーシップを締結して、民間企業における文化的多様性の推進に取り組んでいる。さらに難民支援に関しては、難民の健康や教育のニーズが満たされるように、関連する政府機関との調整や、連邦政府への働きかけも行っている。

3 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

新型コロナウイルス感染症のパンデミックの時には、母国のニュースは見るがオーストラリアのニュースは見る習慣がないこと等により、必要な情報が伝わらず、予防接種が受けられない等の事態が発生した。

Multicultural NSW は、これまでの事業を通じて繋がりがあった宗教指導者等のコミュニティリーダーにコンタクトをとり、状況の確認や公衆衛生の情報を伝えるとともに、彼らと協力して教会やモスクなどの礼拝所を予防接種会場として開放するなど対応を行った。今回のパンデミックへの対応は、日頃から地域コミュニティとのネットワークが構築されていたことにより、コミュニティリーダーを通して正確な情報をそのコミュニティの言語で伝えることができたことで成功したものであり、ネットワークの構築と情報の多言語化の重要性を示す事例である。



写真 1 Multicultural NSW 職員シドニー事務所来訪時の様子

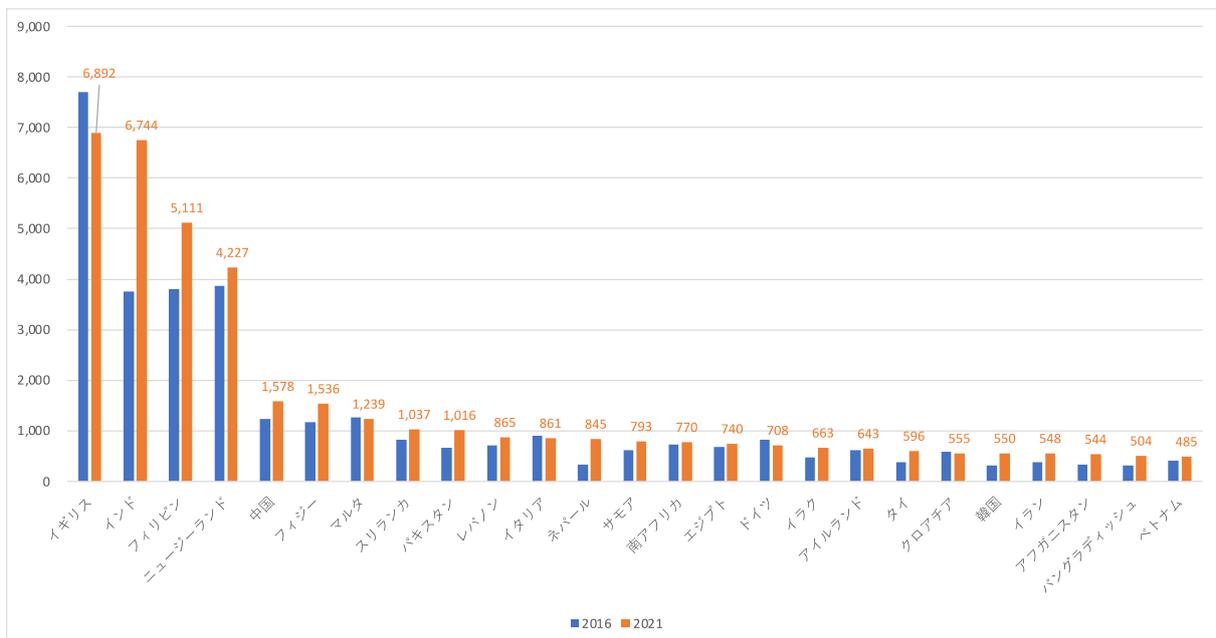
第2節 ペンリス市のコミュニティ政策（NSW州ペンリス市訪問）

1 ペンリス市の多様性

人口は217,644人²⁰で、そのうち13.9%が英語以外の言語を家庭で使用²¹している。使用言語は、タガログ語、アラビア語、パンジャブ語、ヒンディー語、北京語の順に多い。また、2016年と比較すると、パンジャブ語の使用する人が約2倍に増えており、ペンリス市はオーストラリア全体やNSW州よりも増加率が高い。（表2）

ペンリス市の人口を出生国別に見ると、イギリス、インド、フィリピン、ニュージーランドの順に多い。また5位以下は1,500人から500人前後の国が多く、ペンリス市内には小さなコミュニティが多数存在していることがわかる。

表 6 ペンリス市国外出生国別人口（上位25カ国）²²



※縦軸：人口（人）

²⁰ id (informed decisions), “Penrith City Population and dwellings”参照。 < <https://profile.id.com.au/penrith/population> > (閲覧日:2023年1月30日)

²¹ id (informed decisions), “Penrith City Language spoken at home – Summary”, ”Non-English total”参照。 < <https://profile.id.com.au/penrith/language> > (閲覧日:2023年1月30日)

²² id (informed decisions), “Penrith City Birthplace”, “Birthplace - Ranked by size”を参考に作成。 (< <https://profile.id.com.au/penrith/birthplace> >) (閲覧日:2023年1月30日)

2 多文化共生部局 Community Capacity

(1) 役割

ペンリス市の多文化共生は Community Capacity と呼ばれるチームが担い、市内のコミュニティへのより良いサービスの提供や地域の問題に対して対処するため、コミュニティ支援を行う様々なセクターへの支援を行っている。また、地域社会の実際の声を拾い上げ、ニーズを多文化政策やプロジェクトに反映させることも役割の一つである。主な業務としては下記のとおりである。

ア セクター間の交流の場として会議を開催

年に数回、障害を持つ人や多様な文化的背景を持つ人、先住民、高齢者コミュニティ等のセクターと会議を開催している。また、若年者のホームレス問題にも取り組んでいる。

イ コミュニティ助成金の給付

地域のコミュニティやボランティア団体などの非営利団体が行う地元根ざしたコミュニティ・プロジェクトを支援するため、毎年約 40,000 ドルの助成金を支給している。²³

ウ プロジェクト間の調整

セクターが必要としている情報の提供や気づきを伝える等、プロジェクトの調整も行っている。新型コロナウイルス感染症のパンデミックでは高齢者が必要な情報にアクセスできないことで大きな影響を受けたため、デジタルリテラシーを専門とする財団とともに、州政府が提供する高齢者の社会孤立を軽減するための助成金制度に申請をして助成を受け、協働して問題に対処した。

エ 議会での委員会の運営

2022 年から多文化ワーキングパーティー (MULTICULTURAL WORKING PARTY) という文化的・言語的な多様性について議論する委員会を開始した。これは、文化的・言語的に多様なコミュニティのニーズに対応するための委員会で、年 4 回開催することを予定している。この委員会には多様な背景を持つ地元住民が参加している。

²³ Community Assistance Program (CAP)

ペンリス市の住民のために実施する単発のプロジェクトに対して、地域のコミュニティグループや組織等非営利団体に 1 団体 1,500 ドルを上限に助成する事業。

2021-22 年の当事業ではコミュニティ組織またはグループからの 29 件の申請を支援、総額 38,379 ドルを助成。PENRITH CITY COUNCIL ANNUAL REPORT21-22

[https://www.penrithcity.nsw.gov.au/images/resources-documents/documents/2021-22 Annual Report.pdf](https://www.penrithcity.nsw.gov.au/images/resources-documents/documents/2021-22%20Annual%20Report.pdf)>168 頁 (閲覧日:2023 年 1 月 30 日)

オ 通訳サービスの無料提供

また、新型コロナウイルス感染症拡大により厳しいロックダウンを実施した時には、文化的・言語的に多様なコミュニティに対する批判的な報道がされたが、市はコミュニティリーダーと会合を開いて、コミュニティの状況や必要な情報の共有を行い、食事の提供やワクチンクリニックの支援等を協力して行うことでこの緊急事態に対応した。

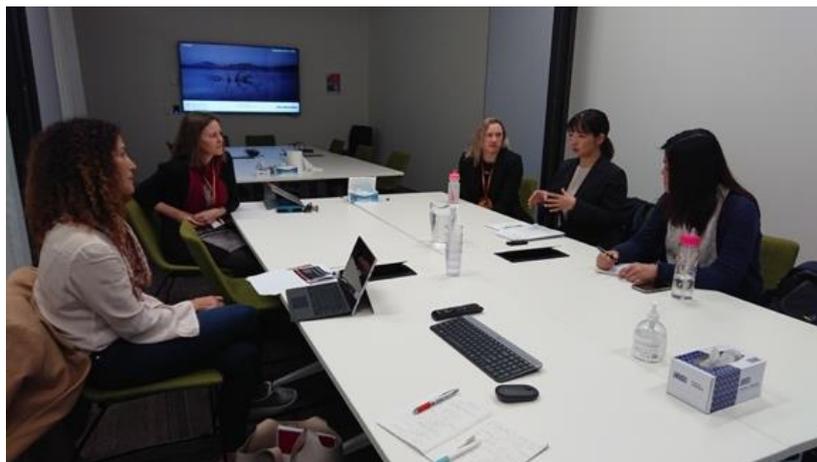


写真 2 ペンリス市多文化共生部局（Community Capacity）訪問の様子

3 図書館の多文化コミュニティサービス（ペンリス市訪問）

ペンリス市の図書館における多文化コミュニティサービスを紹介する。

(1) アクティビティ

ア バイリンガル ストーリータイム

2歳から5歳の子どもを対象に、英語と英語以外の言語の2言語での読み聞かせイベントを開催している。本の読み聞かせや歌などを歌うイベントで、言語が堪能な職員2人で実施している。北京語、タガログ語、ヒンディー語、アラビア語などの他、手話のコースもある。また対面形式だけでなくオンラインでの開催もしている。

イ Shared Reading

図書館職員が一人で物語を読み、その物語について考えたことや感じたこと、思い出したこと等をグループで話す大人向けのイベントである。

ウ コンピュータークラス

北京語とアラビア語で高齢者向けのコンピューターの使い方講座を提供していたが、2020年以降新型コロナウイルス感染症の影響で開催できていない。

(2) リソース

ア 大人向けの多言語の書籍

蔵書にはパンジャブ語の書籍を少し所蔵しているが、それ以外は州立図書館が公立図書館向けに提供する多言語書籍の無料貸し出しサービス²⁴を利用している。42言語の書籍を所蔵されており、1言語につき1度に30冊まで（貸出期間は3ヶ月）貸出可能である。



写真 3 (左) 州立図書館多言語書籍の無料貸し出しサービスにより配架している書棚
(右) その書籍

イ 子ども向けの多言語書籍

英語と英語以外の言語で書かれた絵本を所蔵している。



写真 4 2言語で書かれた絵本

²⁴ Multicultural Bulk Loans < <https://www.sl.nsw.gov.au/public-library-services/services/multicultural-services-public-libraries/bulk-loan-service-0> > (閲覧日:2023年1月30日)

ウ 雑誌

地域で話されている言語の雑誌を少し所蔵しているが、近年海外からの調達が難しくなっている。



写真 5 様々な言語の雑誌

エ 電子雑誌

電子図書館サービス Libby²⁵を導入し、さまざまな言語の雑誌をオンラインで提供している。

オ 電子書籍

州立図書館が公立図書館向けに無料で提供されている INDYREADS²⁶と呼ばれる電子コンテンツプラットフォームを利用している。10 の言語の書籍の蔵書があり、電子書籍やオーディオブックも借りることができる。

カ 無料の英語学習アプリの提供

Transparent Language Online²⁷という英語学習アプリを市民へ提供している。これは、100 以上の言語で、英語の発音練習、音声分析、文法、ライティング、ボ

²⁵ ペンリス市図書館 Libby <<https://penrith.overdrive.com>> (閲覧日:2023 年 1 月 30 日)

²⁶ INDYREADS <<https://www.sl.nsw.gov.au/public-library-services/services/indyreads>> (閲覧日:2023 年 1 月 30 日)

²⁷ Transparent Language Online <<https://www.transparent.com/personal/transparent-language-online.html>> (閲覧日:2023 年 1 月 30 日)

キャブラリーのレッスンをすることができ、スマートフォンやタブレット端末でも利用可能である。

キ 通訳サービス

図書館内で通訳サービスを提供している。通常電話での通訳だが、予約すれば対面での通訳の利用も可能である。



写真 6 ペンリス市図書館訪問の様子

第3節 民間機関の活動（STARTTS、YOUTH ACTION 訪問）

地方自治体と協働し、市民にサービスを提供する民間機関へ訪問し、活動内容を中心にお話を伺った。

1 STARTTS (NSW Service for the Treatment and Rehabilitation of Torture and Trauma Survivors)

(1) 概要

STARTTS とは、難民等のトラウマを抱えた人を対象に心理的なケアを行い生活の立て直しを支援する非営利組織である。心理学者、ソーシャルワーカー、作業療法士、カウンセラー、コミュニティワーカーにより組織され、心理療法的アプローチを用いたトラウマのケアや、セラピー（精神病療法、理学療法、鍼灸、栄養学、ニュートロフィードバック²⁸等）の提供を行っており、NSW 州の医療サービス（アライドヘルス²⁹）の一つである。

主にシドニーのメトロポリタンエリアで活動しており、カラマー（メインオフィス）、フェアフィールド、コフス・ハーバー、ニューカッスル、ウロンゴンの他、計 10 箇所にオフィスを構えている。

²⁸ 脳の状態を可視化し、脳の活動を観察しながらコントロールすることによって注意力などの機能を向上させる訓練法。

²⁹ allied health：医学、歯学、看護学の専門職の範囲外のヘルスケアサービス。

(2) ト라우マのケア

難民の多くは、政治的な理由での投獄、国内の他のグループからの攻撃等辛い経験をすることでトラウマとなり、心的外傷後ストレス障害（PTSD）などに苦しんでいる。トラウマは、脳への影響により引き起こされた集中力の低下、睡眠障害、イライラ等はその人の能力に悪影響を与え、その後の人生、言語の習得も困難になる。難民の抱えるトラウマは、人間の意図的な行為で信頼が損なわれたことに起因しているため、克服には、他者との繋がり、信頼感、安全だという感覚を育成し、人との繋がりや信頼を回復させる必要がある。

そのため、まず安心感を得ることに重点を置いたカウンセリングが行われる。カウンセリングにより状態が回復してくると、認知行動療法等のセラピーやグループワーク等のアクティビティーなどに参加し、少しずつ生活の立て直しを行い、社会復帰を目指す。

(3) コミュニティ等との連携

コミュニティと連携して社会的支援ネットワークを構築し、セラピー、労働収入を得るためのプログラム、活動的になるためのプログラム等、様々なサービスを提供している。母国で食べていたものがオーストラリアで手に入らなくなることもあるため、食事や栄養のサポートも行う。

また、難民のコミュニティと協力してグループワーク等を行い、コミュニティの中で互いに支え合うことができるように支援をしている。

さらに、IEC などの学校との連携においては、カウンセラーの派遣だけでなく、学校からのサポートが必要な生徒の紹介されてくる場合もある。

(4) 支援者向けの研修プログラム

ボランティア、コミュニティ等の支援者を対象に、難民の背景をもつ人に対し適切で文化的に配慮したサービス提供ができるようにするためワークショップやセミナー、年次研究シンポジウム等、様々な形式での研修プログラムを行っている。

ワークショップでは、トラウマの基本的な知識から、プロのカウンセラーではないが支援をする人向けの難民のトラウマによる行動への対応方法、対象者の年齢別のケア方法、臨床的なアセスメントやケア、コロナ禍でのネットワークの構築、地域のコミュニティ開発、家庭内暴力への対応等、様々なプログラムを提供している。

臨床医を招き、難民のトラウマに関する知識を深める年5回の無料のオンラインセミナー（クリニカルマスタークラス）も行っている。

(5) 情報発信

雑誌「REFUGEE TRANSITION」を発行し STARTTS の活動の紹介や、難民の経験、難民に関する世界的な情勢などを掲載する等、メッセージの発信を行っている。



写真 7 雑誌「REFUGEE TRANSITION」

(6) サービスを提供する上で大切にしていること

難民の多くは、紛争や迫害のため、故郷を追われ、国境を超えて押し出されてきているので、彼らが自分でコントロールする能力を持ち、自分で選択し、決定できるようになることがとても重要で、そのためには支援する上で、「その人の世界観を理解することが大切」であり、支援する側が「こういう見方が必要だ」というのではなく、その人の考え方や世界の見方を理解することがとても大切であると話す。

また、全ての難民が同じ手法で対応し成功することではなく、人によって文化的、宗教的背景や世界観が異なるので、対応も柔軟に変えていく必要があり、STARTTSは、革新的であろうとし、他から学ぶことを惜しまず、柔軟性・順応性を持って活動を行っているという。

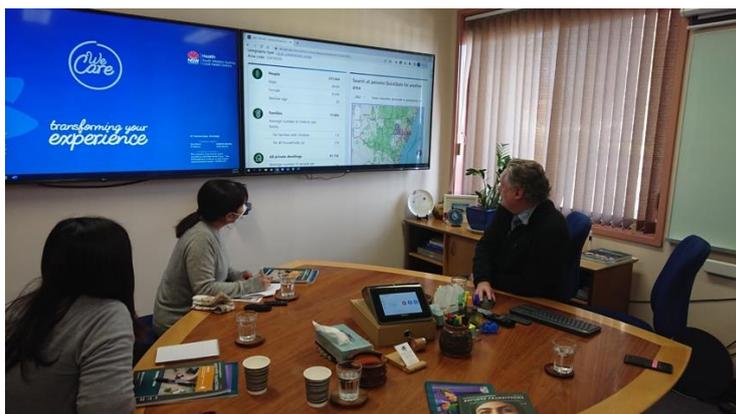


写真 8 (左) STARTTS 訪問の様子 (右) STARTTS 施設内壁面掲示 (STARTTS の歴史)

2 YOUTH ACTION

(1) 概要

YOUTH ACTION は 12～25 歳の若者を間接的に支援する NSW 州の非政府組織である。主にユースワーカーのサポート、若者・ユースワーカー・政府等関係機関からの情報収集及び発信、他の組織と協働したプロジェクトやワークショップの実施等により間接的な支援を行っている。具体的な活動内容は下記のとおりである。

ア ユースワーカーのサポート

ユースワーカーは、若者が直面している問題やニーズを把握し、教育、訓練、支援プログラム等に関する助言を行うとともに、支援サービスや他の機関と連携することにより問題を解決する等、社会的、精神的、経済的な問題を抱える若者を直接支援する専門職である。³⁰

ユースワーカーのサポートの主な内容としては、ユースワーカーの技術・知名度の向上、ネットワーク構築の支援、若者支援に関わる最新の情報提供である。

毎年 11 月に開催しているユースワーカーの会議では、トレーニングセッションや情報交換をする場を提供するとともに、優秀なユースワーカーを表彰しユースワーカーの評価も行っている。2020 年に設立した NSW 州のユースワーカー専門協会³¹は、ユースワーカーの知名度の向上に貢献した。

また、公式ホームページには、ユースワーカー向けのページがあり、フォーラムやワークショップ等の情報や、ユースワーカー同士の情報交換ができる場の情報なども掲載している。

イ 若者への支援

若者への支援としては、リーダーシップスキルの向上、シチズンシップの確立など、若者向けのトレーニングの機会の提供し、アドボカシーのワークショップや、若者の意見を聞くためのフォーラム等を開催している。

また、若者が必要なリソースにアクセスしやすくする取り組みとして、**Health Literacy Project** の一環で、**ASK FOR HEALTH**³²という若者向けの情報提供サイトの立ち上げに携わった。これは、医療へのアクセス方法など医療や健康に関わる情報掲載サイトで、若者向けの言葉で掲載されている。健康や医療に関心のある若者で構成される運営委員会を立ち上げ、専門家や NSW 州のヘルス関係の民間会社

³⁰ ユースワーカーとして働くためには国家資格である「Certificate IV in Youth Work」が必要。

Your Career by The National Careers Institute Australian Government 参照。 <<https://www.yourcareer.gov.au/occupations/411716/youth-worker#how-to-become-a-youth-worker-2>> (閲覧日:2023 年 1 月 30 日)

³¹ Youth Work NSW <<https://www.youthworknsw.org.au>> (閲覧日:2023 年 1 月 30 日)

³² ASK FOR HEALTH <<https://askforhealth.com.au>> (閲覧日:2023 年 1 月 30 日)

と協働してコンテンツを作成し、若者からのフィードバックにより継続的にアップデートしていくとのこと。これは若者のための資料だが、ユースワーカーにも有用なものとなっている。

さらに、若者とのメーリングネットワークを構築し、若者から意見を聞きたい場合や関係機関が意見を求めている時に連絡をして意見を収集する取り組みも行っている。

ウ 他機関との協働

YOUTH ACTION は主に若者・支援者・政府等関係機関を繋ぐ役割を担っており、協働する組織はとて多い。

非政府組織との協働の例としては、ASK FOR HEALTH のほか、Western Sydney Project がある。これは、若者の雇用状況を向上させることを目的としたプロジェクトで、司法省コミュニティ局から資金提供を受けて実施しており、YOUTH ACTION は主に調整業務を行っている。

そのプロジェクトの一環で、オーストラリアのシンクタンクである Australia Institute と協働し、NSW 州の若者の雇用の状況調査を実施し、2022 年 3 月に報告書に関係する組織に提供した。

ブラックタウンの若者の失業者が NSW 州で一番多く、若者の雇用が多い接客業・芸術産業・小売業が最も新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、今後は学校、青少年団体、若者を支援する組織または雇用する組織、失業中の若者の声を聞き、若者の雇用の現状と改善方法について明らかにしていきたいと担当者は話した。

その他、文化的、言語的に多様なコミュニティの若者のためのアドボカシー活動を支援する団体、難民や移民の支援を行う団体やコミュニティなど数多くの団体とのネットワークを持ち、協働して様々なバックグラウンドを持つ若者の声を聞くための活動などを行っている。

また、地方自治体のネットワークミーティングへの参加や、司法省コミュニティ局との性的暴力の対応などにおける協議、司法省が管轄する児童裁判所との州内の児童裁判所間のコネクションの構築における協働などのほか、州政府へ若者支援などの情報提供も行っており、政府機関に若者や支援者の声を届けることも大きな役割の一つである。



写真 9 YOUTH ACTION 訪問の様子

第4節 第2言語としての英語教育

1 英語強化施設（マースデン IEC 訪問）

今回は主に児童に対する第2言語としての英語教育を学ぶため、NSW州教育省が実施するオンラインスタディーツアーに参加し、マースデン IEC³³を訪問した。

(1) マースデン IEC 概要

マースデン IEC は、NSW 州シドニー北部のメドーバンクにあるマースデンハイスクールに付属する IEC である。

マースデン IEC には現在 117 人の生徒が在籍³⁴している。中国からの移住者が一番多く、次いでアフガニスタン、モンゴルが多い。その他、イラン、韓国、サウジアラビア、コロンビア、日本、パキスタン、ロシア、タイ、ウクライナ、ベトナム等から移住した生徒も在籍している。

(2) IEC 入学までのプロセス

海外から移住した後、ハイスクールからの案内により地域の IEC で初回アセスメントを受けることとなる。この案内は海外から移住してすぐの児童に対し一律に通知等で届けられるのではなく、保護者からのハイスクールへの個別の問い合わせをきっかけに、ハイスクールからの個別の紹介で地域の IEC に繋がられる。

また、居住歴があっても3年以上国外に住んでいた場合、初回アセスメントの対象となる。

初回アセスメントでは、文法・ライティング・スピーキングの3項目のテストを行う。テストでは、児童のレベルに合わせた問題を出題され、文法力、文型の理解度、会話力、読解力、推論する力や評価する力などを確認する。その後、ESL (English as a second language) スコアで評価を行い、IEC に通学する必要があるかを判断する。

(3) レベルと在籍日数

IEC には、基礎レベル (Foundation Level) とレベル1～3の4つのレベルがあり、レベル3に到達すると卒業が可能となる。レベル3は ESL スコアが4であることが前提で、コミュニケーションができ、人の話を聞き理解することができ、説得力のある文章を書くことができるレベルである。

オーストラリアの学校は4学期制で、日本でいう学期をタームと呼び、1ターム10週間としている。通常の学校では1年ごと進級するが、IEC では基準を満たせばターム毎に進級ができる。また、在籍日数に上限があり、最長4ターム(1年)となっているが、難民等、特別な事情を抱えた生徒については、申請により5タームまで

³³ Marsden High School、Intensive English Centre <<https://marsden-h.schools.nsw.gov.au/intensive-english-centre.html>> (閲覧日:2023年1月30日)

³⁴ 2022年9月14日訪問時点

在籍することができる。昨年は新型コロナウイルス感染症によりオンライン授業となったことにより6ターム在籍した生徒もいたが、非常に稀なケースである。

在籍日数には個人差があり、最短1タームでレベル3に達する生徒もいるが、3ターム(30週間)で卒業するのが平均的である。

レベル3まで到達していない場合も、在籍日数の上限に達した場合には卒業しなければならない。そのような場合は、編入するハイスクールに生徒の情報を共有し、ハイスクールで生徒のサポートを継続する。

(4) IECの授業

IECで取り扱う教科としては、英語・数学・科学・歴史・生物・体育・読書、健康についての自己啓発等があり、その他レベル3の上級生になるとビジネス(商業)の授業も行う。

ハイスクールで行われる授業と基本的に同じ教科の授業が全て英語で行われるが、生徒の英語力に合わせ使用する英語の難易度が工夫するなど英語の学習要素を含んだ授業が提供され、生徒は各教科の授業を通して英語力を身に付けていく。

例えば、科学実験の授業では実験器具の大きさやどこにあるのかを“*It's in the cupboard.*” “*It's on the table.*”のように説明することで、科学の実験をしながら英語のinやonの概念を習得していく。また、難易度の高い英語を教える時には、内容は理解しやすい難易度の低い題材を使用し、反対に難易度が高い内容を取り上げる時には、易しい英語を使用して授業を行う等、教科を通して英語を習得できるよう工夫がされている。

特に英語の授業では、I do - We do - You do³⁵という手法を取り入れ、生徒が「私はできる」と自信を持てるように授業を行っている。

カリキュラムは、教科の点では通常のハイスクールと似ているが、内容はNSW州のシラバス³⁶に沿ってIECの教師が選ぶため、IECによって異なる。英語に関してはIntensive English Program(IEP)と呼ばれる基準に沿って進められている。

³⁵ 教師が課題について説明や実演を行い(「I do」)、教師のサポートを受けながら一緒に課題に取り組み(「We do」)、最終的には生徒が一人で課題に取り組む(「You do」)ことができるようになるという教育手法。

³⁶ A NSW Government website, NSW Education Standard Authority, “NSW curriculum and syllabuses” <
https://educationstandards.nsw.edu.au/wps/portal/nesa/k-10/understanding-the-curriculum/curriculum-syllabuses-NSW!/ut/p/z1/lZFNC4JAEIZ_SwePObPrR9Fti1IzsIOSzSU0bBPMFbOkf1_YKSiruc3wPMPwDhDEQGVyzWXS5KpMike_JXtnei6igXzlhGKGyUqv5mthcMdjsOkALpjNXJP5OBozFKFp-tYCGXoG0F9-4HR-wGy-HPEgsn7z8UMJ_M3vAah_QaoQz4k4PhWP9BF9Aq8yeDbFUsgWaj0-TBRpsZYAtXZIauzWr_Uj_GxaarzREMn27bVpVKyyPS9Omn4TjmqcwPxKwnVKYqiGHNvSOmtFYM7Xf4HkQ!!/dz/d5/L2dBISEvZ0FBIS9nQSEh/> (閲覧日:2023年1月30日)

(5) IEC の運営体制

IEC にはホストスクールとは別に、副校長や教頭、教師、スクールカウンセラー、学校運営スタッフ、学習支援担当者（SLSO : Student Learning Support Officer）等が配置されている。³⁷

SLSO は、バイリンガルのサポートスタッフで、主に通訳を行う。IEC では英語を主なコミュニケーション手段としているが、授業で難しいコンセプトを取扱う場合は、SLSO が教室内に待機し、適宜通訳を行う。また、SLSO が教室に待機していない場合でも、生徒に英語が通じず、ボディランゲージなどを使用しても対応しきれない時には、SLSO を呼び出して対応することもある。マースデン IEC には北京語、ペルシャ語、韓国語、広東語に対応できる SLSO が所属している。

SLSO は自身も移民であることが多い。マースデン IEC の常勤の SLSO は、中国出身者が一番多く、その他、イランや韓国出身の SLSO が勤務している。また、イラン、アフガニスタン、中国、韓国、香港出身の SLSO も臨時的に雇用している。

IEC により生徒の文化的背景が異なるため、各 IEC で SLSO の対応言語の内訳も異なり、また、すべての IEC に SLSO が配置されているわけではない。IEC の教師の必須条件ではないが、バイリンガルの教師も多く、生徒のサポートをする上で役立っている。

(6) IEC の特色

IEC の特徴の一つとして、通常のハイスクールと異なり、生徒の教室移動がないことが挙げられる。IEC の生徒は、移住を経験することで帰属意識が欠けてしまうことがあるため、少なくとも校内では帰属意識や家庭的な雰囲気を感じられるように、学期中は 1 つの教室で授業を行い、教師が教室を移動している。

また、外国に引っ越すということは生徒にとってとても大変なことであり、IEC に入学したばかりの生徒は、それぞれが何らかの困難を抱えていることが多い。英語を話す学校に入るといっただけでとても怖いと感じる生徒もいるため、入学直後はゆっくりとしたペースで進める。また、カウンセリングの時には TIS サービス³⁸と呼ばれる電話での通訳サービスを利用し、生徒の気持ちを聞く場合もある。

様々な国から来た生徒を受け入れているため、文化的、宗教的な価値観の違いによる様々な困難が存在する。また、移住により、「友達に会えなくなったような気がする」、「外国で理解できない言葉と話している今を理解できない」、自分のアイデン

³⁷ A NSW Government website – Education, Intensive English Centres, “Intensive English Centre (IEC) guide” <<https://education.nsw.gov.au/teaching-and-learning/curriculum/multicultural-education/english-as-an-additional-language-or-dialect/new-arrivals-program/intensive-english-centres>> (閲覧日:2023 年 1 月 30 日)

³⁸ TIS(Translating and Interpreting service)とはオーストラリア政府内務省が提供する 24 時間 365 日、無料で使える電話通訳サービス。TIS、Australian Government, Department of Home Affairs <<https://www.tisnational.gov.au>> (閲覧日:2023 年 1 月 30 日)

ティティの感覚がなくなり「自分が何者なのかわからない」等、精神的な困難を抱える生徒も多い。そういった要因からトラブルが発生しそうになった場合には、教師が生徒の意見を聞き、生徒の価値観を尊重しながらオーストラリアの考え方や概念を説明する等のケアを行うが、教師では対応が難しい場合にはカウンセラーが対応する。

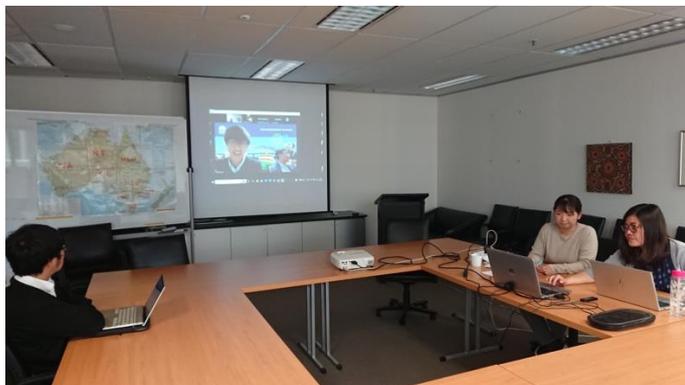


写真 10 オンラインスタディーツアー参加時の様子

第3章 国際交流

第1節 ペンリス市の国際交流

(1) ペンリス市の姉妹友好都市

ペンリス市は、1984年の静岡県藤枝市との姉妹都市提携をはじめとして、6つの市町村と姉妹友好都市提携をしている。

- ・藤枝市（日本 静岡県、1984年姉妹都市）
- ・ペンリス市（英国、1989年姉妹都市）
- ・白山市（日本 石川県、1989年友好都市）
- ・江西区（韓国 ソウル特別市、1994年相互協力協定(Mutual Co-operation Agreement)）
- ・西城区（中国 北京市、1998年相互協力協定(Mutual Co-operation Agreement)）
- ・昆山市（中国 江蘇省蘇州市、2003年友好都市）

(2) これまでの交流

姉妹提携校や姉妹友好都市との学生交流をメインに、市民活動や公式行事、文化やスポーツのプログラム、ビジネスや経済の開発プログラム等を実施している。

ア 公式行事

姉妹友好都市との提携周年記念日や提携先の創立記念等の特別な日に合わせて提携先へ訪問をし、記念日を祝った。

イ 学生交流

ペンリス市の国際交流事業の大部分を占めているのが学生交流である。藤枝市・白山市との学生交流では、藤枝市と白山市の学生がペンリス市へ、ペンリス市の学生が藤枝市・白山市を訪れて、2週間の滞在期間でアクティビティやホストファミリーと過ごし交流を行っている。

ウ ビジネス・経済開発プログラム

友好都市の職員がペンリス市に2年間勤務する人事交流を行い、経済分野における知識や情報を共有した。

エ 文化やスポーツのプログラム

友好都市の作品を展示するアート写真展、ダンスや音楽、演劇を通じた交流等を行った。韓国江西区とは9年前よりフラッグライジングセレモニーを毎年開催している。新型コロナウイルス感染症の影響で2年間セレモニーの実施ができていないが、昨年はバーチャルオンラインフォトギャラリーを開催した。

藤枝市の幼稚園児とは毎年絵の作品の交換交流を行っており、ペンリス市内に展示している。

また、ペンリス市の図書館では中国語での読み聞かせや、折り紙や中国の書道のワークショップを実施している。

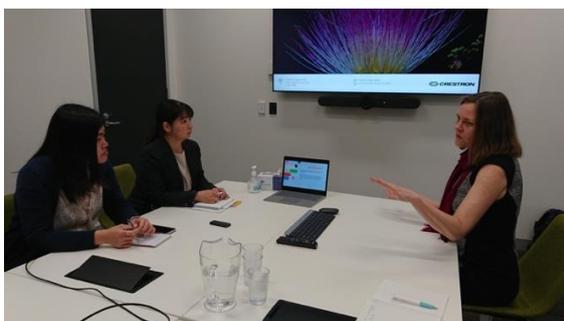


写真 11 (左) ペンリス市役所のホール (右) ペンリス市国際交流担当部局訪問の様子

(3) コロナ禍の交流

新型コロナウイルス感染症により往来が制限された中でも、市長のオンラインミーティングやオンラインの学生交流、オンラインペンパル、ビデオメッセージの交換など交流活動を積極的に継続している。

ビデオメッセージの交換では、高校生が自分たちでコンセプトを考え学校生活をビデオに撮影し自ら編集し作成した。

(2) Penrith International Friendship Committee (PIFC)

ペンリス国際友好委員会は海外の人々とのコミュニケーションを促進し、友好や理解を深めることを目的として1984年に設立された委員会である。ペンリス市の国際交流への市民参加を推進する役割を担っており、現在は、主に藤枝市や白山市との学生交流を実施している。

(3) 地域社会のパートナーシップへの意識を高める取り組み

パートナーシップは議会や自治体間に焦点を当てたもので、市民に認知されていない現状があるため、ペンリス市では、市民を巻き込んだイベントの開催等により市民の意識を高める取り組みを実施している。

その取組の一つとして2022年から市民のパートナーシップへの意識を高めるため、国連記念日に合わせ、7月30日をInternational Friendship Dayとして国際交流のパートナーシップを祝う取組を行っている。

(4) 消防博物館における消防関連品の展示

市内消防博物館（Museum of Fire）では、「Celebrating our Connections with Japan」展という日本の消防関連品専用の常設展示スペースが設けられている。³⁹これは、日本との繋がりを深化させることを目的として、藤枝市及び白山市（旧松任市）との姉妹都市交流を消防の歴史という切り口から紹介するもので、両市から寄贈された消防車や手押しポンプ車等が展示されていた。



写真 1 2 （上左）消防博物館外観 （上右）藤枝市寄贈消防車（1976 TOYOTA FJ-55 PUMPER）（下左）日本の市町からの寄贈品 （下右）消防博物館訪問の様子

³⁹ Museum of Fire < <https://www.museumoffire.net/single-post/celebrating-our-connections-with-japan> >

おわりに

多文化共生分野における調査では、州政府・地方自治体・民間組織が直接サービスを行い各々の役割を担いながら連携してサービスを提供していることがわかった。

また、いずれの組織もコミュニティとのコミュニケーションや関わり方をとても大切にしており、アイデンティティーは言語的・文化的な違い以外に様々な違いが交錯しており、その相手の背景や世界観、価値観などを受け入れ理解することが重要という話をされており、多文化共生の基本を学ぶことができた。

今回の調査を行う中で、オーストラリアの地方自治体だけでなく、民間組織を含めて、日本の地方自治体の業務の参考になる事例が多くあるのではないかと考える。

例えば、STARTTS では、話を聞く中で、サービス対象が難民であり日本と対象の背景が異なるものの、日本における福祉分野のケース対応に通じるものがあり、また、ペンリス市 **Community Capacity** や **Multicultural NSW**、**YOUTH ACTION** においては、分野を超えたコミュニティとのネットワークの構築や関わり方、他機関との連携という視点で、IT や教育分野における官民連携事業や、福祉分野における支援ネットワーク、市民共同参画分野等において参考になる部分が多くあるのではないかと感じた。

ペンリス市の国際交流においては、「現在そして未来のコミュニティのために、文化的・経済的な国際関係を可能にする機会を創出する」ことを目的としており、教育や文化的な交流に留まらず、経済や災害復興等の各分野における有益な知識や情報を姉妹友好都市間でお互いに共有することについての強いニーズがあることがわかった。

今回の調査を通じて、様々な分野における藤枝市の強みを理解した上で、相手先であるペンリス市の様々な取組についてよく知り、お互いのニーズを踏まえながら検討することが重要であり、国際交流分野を超えて、今まで国際交流に加わることのなかった専門職員や民間組織、市民を専門性という視点で巻き込むことで、交流の幅を広げ、さらに深化させることができるという確信を持つに至った。

最後に、業務で多忙な中、訪問を受け入れ、優しく丁寧に説明して下さった現地機関の方々、訪問先のアポイントメントや同行等、研修期間前から多くの支援いただいた平木所長をはじめとするシドニー事務所の皆さまに心から感謝申し上げます。